

函館市生活保護債務整理支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、債務を抱えている者について、日本司法支援センター函館地方事務所（以下「法テラス函館」という。）への相談を通じ、債務整理を進めるために必要な支援を行い、当該被保護者の債務の解消を図り、もって自立の助長に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 プログラムの対象者は、債務を抱える被保護者で、債務整理の検討がされていない者とする。

(選定方法)

第3条 プログラムの対象者の選定は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 生活保護地区担当者（以下「担当者」という。）は、被保護者の債務状況から判断し、対象者に該当すると認められる者のうちからプログラムへの参加の候補者を選定し、別記第1号様式のプログラム検討票を作成するものとする。
- (2) 担当者は、作成したプログラム検討票を査察指導員に提出し、プログラムへの参加の適否について協議するものとする。
- (3) 査察指導員との協議の結果、プログラムに参加させることが適当と認められる場合は、担当者は、当該被保護者にプログラムの内容について説明し、別記第2号様式の同意書により、参加の同意を得るものとする。

(プログラムの内容)

第4条 プログラムの実施期間は、原則として6箇月間とし、担当者は、プログラムの参加の同意を得た者（以下「参加者」という。）に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 援助申込書および債務一覧表の作成
法テラス函館指定様式による援助申込書および債務一覧表の作成について支援すること。
- (2) 法テラス函館への相談予約
法律相談の電話予約を行うことについて支援すること。また、必要に応じて、代理で予約を行うこと。
- (3) 法律相談
法律相談を受ける際に必要な情報を整理し、参加者が債務状況等を十分説明できるように支援すること。また、必要に応じて法律相談に同席すること。
- (4) 審査書類の提出

審査書類の提出について支援すること。

(5) 審査

審査を受ける際に必要な情報を整理し、参加者が債務状況等を十分説明できるように支援を行うこと。また、必要に応じて審査に同席すること。

(6) 事件処理

事件処理の際に必要な支援を行うこと。

(7) 償還

償還について支援すること。

(支援の実施および評価)

第5条 担当者は、次に定めるところにより、プログラムに基づく支援の実施およびその結果についての評価をするものとする。

(1) 支援の実施にあたっては、査察指導員および自立支援担当主査と連携し、参加者が必要な支援を受けられるよう配慮するものとする。

(2) 支援の実施状況について、別記第1号様式のプログラム検討票に記載するものとする。

(3) プログラムの開始後は、参加者の取り組みの状況を適時に確認および評価し、必要があると認められる場合には、支援の内容等の見直しを行うものとする。

(4) プログラムの実施期間が終了したときは、課長および査察指導員と協議のうえ、支援の実施状況について評価し、その結果をプログラム検討票に記載するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。